

会則第31条第3項の規定による公表

変更登録に係る違反事実が認められる会員等について、会則第31条第3項の規定により2021年7月21日付けで、下記のとおり公表する。

記

1. 氏名等

I 会員

今村 正宗（登録番号第 11743 号、埼 玉 会 ）

2. 事由

関係会員が会則第 30 条の規定による変更の登録の申請をせず、かつ、同第 31 条第 1 項の規定による当該申請の指示に従わず、会則第 31 条第 3 項に該当すると認められるため。

以 上

○公認会計士法

(変更登録)

第 20 条 公認会計士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

○日本公認会計士協会会則

(変更登録)

第 30 条 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに本会に対し変更の登録の申請をしなければならない。

(変更の登録の申請をしない会員等に対する措置)

第 31 条 会長は、会員又は準会員が前条の規定による変更の登録の申請をせず、かつ、催告を受けてなお当該申請をしないものと認める場合には、当該会員又は準会員に対し、第 58 条の規定により、申請をするよう指示するものとする。

2 会長は、前項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

3 会長は、第 1 項の規定による指示を受けた者が当該指示に従わず、なお当該申請をしないものと認めるときは、理事会の議を経て、その旨を公表するものとする。

4 前 3 項の規定による変更の登録の申請をしない会員又は準会員の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

○公認会計士等の変更登録に係る公示、公表等に関する細則

(公示)

第 3 条 (略)

2 前項各号に掲げる事項を会員専用ウェブサイトに掲載する期間は、その掲載の日から、当該申請が行われ、当該申請に基づく変更の登録をした日までとする。

(公表)

第 4 条 会則第 31 条第 3 項の規定による公表は、前条第 2 項の掲載の日から 2 年を経過してもなお当該申請がない場合に行うものとする。

2 会則第 31 条第 3 項の規定による公表は、本会ウェブサイト、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び会則第 31 条第 1 項の規定による指示に違反した旨を掲載することにより行う。

3 前条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。